

別府市新学校給食共同調理場整備基本計画策定及び事業手法検討業務仕様書

本仕様書は、別府市（以下「当市」という。）が発注する「別府市新学校給食共同調理場整備基本計画策定及び事業手法検討業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

1 業務名

別府市新学校給食共同調理場整備基本計画策定及び事業手法検討業務

2 業務目的

本業務は、「別府市学校給食施設のあり方検討委員会」からの意見書を踏まえて策定した「別府市学校給食施設の整備運営にかかる基本方針」に基づき、共同調理場と単独調理場を一元化した別府市新学校給食共同調理場の整備に関する基本計画を策定するとともに、基本計画に盛り込まれた事業内容をより効果的かつ効率的に推進していくため、当市としての最適な事業手法を検討することを目的とする。

3 事業スケジュール（予定）

令和元年11月～令和2年6月	基本計画策定
令和2、3年度	基本設計、実施設計
令和4年度	建設工事着手
令和5年6月	建設工事竣工
令和5年7月～8月	開業準備
令和5年9月	給食提供開始

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和2年6月30日まで

5 計画施設概要

(1) 建設予定地	別府市原町3541番地1
(2) 敷地面積	7,289.21㎡
(3) 給食数	8,500食/日程度

6 業務の内容

(1) 関連法令等の整理

当市が策定した資料を参考に学校給食に関連する法令・基準・指針などを整理し基本的方針を検討する。

(2) 施設機能の検討

ア HACCPの概念を導入した衛生管理・アレルギー対応等安全安心な給食提供の検討

- イ 食育推進の検討
- ウ 配送ルート of 検討
- エ 厨房計画（機器、レイアウト、導線）の検討を行い、併せて厨房機器の概算費用を算出する。
- オ 運営体制の検討

(3) 施設整備方針の検討

- ア 施設の整備計画及び配置計画の検討
- イ 建設手法及びスケジュールの検討
- ウ 概算事業費の算定

なお、概算事業費は、別府市新学校給食共同調理場整備事業費のほか、搬入先である市内13小学校の搬入経路、搬入場所の整備に係る概算事業費についても算定する。

(4) その他

- ア 本市が実施する学校給食関係会議等の運営支援
- イ 災害時における学校給食の提供についての検討

7 協議及び議事録

- (1) 打合せ協議は、初回、中間時3回、納品時の計5回とする。
- (2) 必要と認められる場合には中間打合せの回数を増やすものとする。
- (3) 打合せ協議には管理技術者が必ず同席すること。
- (4) 受託者は、協議の都度、その内容に対する議事録を作成し本市の承諾を受けること。

8 成果品の提出

本業務の成果品（参考資料・データ等を含む）は、次のとおりとする。ただし、提出データについては、Word、Excel等、本市においてデータの加工、修正が可能なものとする。

- (1) 基本計画書 20部（両面印刷、A4版簡易製本）
- (2) 業務報告書 2部
- (3) 議事録 2部
- (4) 原稿・原図等参考資料、データ等を記録した電子データ（CD-R）一式

9 業務実施計画書

受託者は、本業務の着手にあたって、次の書類を契約締結後7日以内に提出し、本市の承認を受けなければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 工程表

(3) 業務担当者及び連絡先一覧表

10 その他

(1) 業務打合せ

受託者は、本業務の詳細及び当該業務の範囲について、当市の担当者と連絡を密にすること。

(2) 業務資料の貸与

当市が保有する本業務に必要な資料については、これを受託者に貸与する。

(3) 成果品の管理と権利の帰属

成果品の管理及び権利の帰属は全て当市のものとし、受託者は許可なく公表してはならない。

(4) 再委託の取扱い

受託者が本業務を履行するに当たって、業務の全部を一括して、又は業務のうち主たる業務を第三者に委託することは禁止する。なお、主たる部分とは、総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的な業務とする。ただし、コピー、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、消耗品購入、会場借り上げ等の軽微な業務については、当市の承認を得ずに再委託できるものとする。また、本業務のうち主たる業務及び軽微な業務を除く業務について、受託者が再委託を必要とする場合には、再委託についてあらかじめ当市と協議し、承諾を得ること。

(5) 業務実施体制

本業務契約締結後、履行期間終了までの間、原則として主たる担当者の変更をはじめとした業務実施体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情により変更が必要となった場合には、事前に当市の承認を得るものとする。

(6) 秘密の保持

受託者（再委託先及び協力先を含む。）は、本業務を行う上で知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(7) 疑義がある場合等の取扱い

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのないものについては、当市との協議の上、決定するものとする。

本仕様書は、概略を示すものであり、本仕様書に明記していない事項であっても目的遂行上必要と認められるものは、受託者の責任において実施するものとする。

本仕様書が変更になった場合は、協議の上、契約変更できるものとする。ただし、軽微な変更の場合は、契約変更を行わないものとする。